

改正

平成25年3月29日市長決裁

平成26年7月16日市長決裁

平成28年9月15日市長決裁

平成31年4月1日市長決裁

令和元年12月2日市長決裁

令和3年4月1日市長決裁

上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器（補聴器の機能を拡張するためのFM等機器（周波数変調方式又はデジタル無線方式による受信機、ワイヤレスマイク及びオーディオチューをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を購入した難聴児の保護者に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）第17条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては同規則第18条から第20条までに定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱の規定により助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童（以下「助成対象児童」という。）と同一の世帯に属する保護者とする。

(1) 市内に住所を有する者で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものであること。

(2) 聴覚の障害の程度が両耳の聴力レベルがそれぞれ25デシベル以上である者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けていないものであること。

(3) 補聴器を装用することにより、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱の規定による助成金の交付を受けることができない者としなす。

- (1) 助成金の交付の申請を行う日の属する年度（当該日が4月から6月までの間に申請を行う場合にあっては、前年度）における助成対象児童の属する世帯に市町村民税の所得割の額が46万円以上の世帯員がいる場合
- (2) 助成対象児童が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器の購入に要する費用に係る助成を受けている場合
(助成対象事業等)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、助成対象児童が新たに補聴器を購入し、又は購入後5年以上経過した補聴器を更新する事業とする。ただし、補聴器の購入後5年を経過する前に次のいずれかに該当した場合であって、市長が必要と認めるときは、購入後5年を経過していない補聴器を更新する事業も対象とする。

- (1) 補聴器を修理することが不能となった場合
- (2) 災害その他助成対象児童の責に帰することができない事由により補聴器が毀損した場合

2 助成金の交付の対象となる経費（次条において「助成対象経費」という。）は、別表左欄に掲げる補聴器の種類に応じ、同表中欄に掲げる対象物の購入に要する費用とする。

3 この要綱の規定による助成金の交付を受けることができる補聴器は、装用効果の高い側の耳に装用するものに限る。ただし、市長が両側の耳に装用することが必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表左欄に掲げる補聴器の種類に応じ、同表右欄に掲げる基準価格に100分の106を乗じて得た額（以下「基準額」という。）と助成対象経費とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。この場合において、前条第3項ただし書の規定により両側の耳に装用する場合における助成金の額は、基準額とそれぞれの補聴器に係る助成対象経費とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額を合算した額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（次条第2項において「申請者」という。）は、上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師及び市長が当該医師と同等の知見を有すると認めた医師が作成した上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（第2号様式）

(2) 購入しようとする補聴器に係る見積書

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る助成対象児童の属する世帯の所得状況等を調査の上、上尾市難聴児補聴器調査書（第3号様式）を作成し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金を交付すべきものと認めるときは上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書（第4号様式。次条第1項において「決定通知書」という。）により、助成金を交付することが不適当と認めるときは上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（第5号様式）により、速やかに当該申請者に対し、通知するものとする。

(助成金の請求等)

第7条 前条第2項の規定により助成金を交付すべき旨の通知を受けた者は、決定通知書に記載された補聴器業者から補聴器を購入の上、上尾市難聴児補聴器購入費助成金請求書（第6号様式）に当該補聴器に係る領収書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、台帳に必要事項を記入の上、当該請求書に記載された金額を助成金の交付決定を受けた者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度分の市予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成25年3月29日市長決裁）

この要綱は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年7月16日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の規定は、平成26年度分の市予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成28年9月15日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の規定は、平成28年度分の市予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成31年4月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の規定は、平成31年度分の市予算に係る助成金から適用する。

附 則（令和元年12月2日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第4条の規定は、令和元年10月1日以後に新たに補聴器（同要綱第1条第1項に規定する補聴器をいう。以下同じ。）を購入し、又は同要綱第3条第1項の規定により補聴器を更新した場合の助成金の額について適用し、同日前に新たに補聴器を購入し、又は同項の規定により補聴器を更新した場合の助成金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第1号様式の規定は、この要綱の施行の日以後に提出する新要綱第5条の申請書について適用し、同日前に提出したこの要綱による改正前の上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱第5条の申請書については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

	補聴器の種類	対象物	基準価格
1	軽度・中等度難聴用ポケット型	補聴器本体（内蔵されている電池を含む。）及びイヤーマールド	43,200円
2	軽度・中等度難聴用耳掛け型	同上	52,900円
3	高度難聴用ポケット型	同上	43,200円
4	高度難聴用耳掛け型	同上	52,900円
5	重度難聴用ポケット型	同上	64,800円
6	重度難聴用耳掛け型	同上	76,300円

7	耳穴型（オーダーメイド以外に限る。）	同上	96,000円
8	耳穴型（オーダーメイドに限る。）	補聴器本体（内蔵されている電池を含む。）	137,000円
9	骨導式ポケット型	補聴器本体（内蔵されている電池を含む。）、骨導レシーバー及びヘッドバンド	70,100円
10	骨導式眼鏡型	補聴器本体（内蔵されている電池を含む。）及び平面レンズ	127,200円
11	受信機	受信機本体	80,000円
12	ワイヤレスマイク（充電池を含む。）	ワイヤレスマイク本体（1台に限る。）	98,000円
13	オーディオシュー	オーディオシュー本体	5,000円

備考

- 1 1の項から7の項までに掲げる補聴器においてイヤーマールドを必要としない場合における基準価格は、表に記載された金額から9,000円を減じた額とする。
- 2 10の項に掲げる補聴器において平面レンズを必要としない場合における基準価格は、表に記載された金額から3,600円に必要としない平面レンズの枚数を乗じた額を減じた額とする。
- 3 11の項から13の項までに掲げるFM等機器を購入する場合にあっては、11の項から13の項までに掲げるFM等機器のうち、申請者が必要とするFM等機器について、それぞれのFM等機器の基準価格の額の合計額を基準価格とする。
- 4 1の項から10の項までに掲げる補聴器を購入する場合において、当該補聴器の機能を拡張するため、11の項から13の項までに掲げるFM等機器を購入する場合にあっては、1の項から10の項までに掲げる補聴器の基準価格の額に11の項から13の項までに掲げるFM等機器（申請者が必要とするものに限る。）の基準価格の額をそれぞれ加えて得た額を当該補聴器の基準価格とする。

上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所 上尾市

申請者 氏 名 ㊟
(保護者)

対象児童との続柄

個人番号

電 話 - -

次のとおり補聴器購入費助成金の交付申請をいたします。

購入費助成金の交付申請に関する審査のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、補聴器の購入状況その他について、関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。

対象児童	住 所	上尾市		
	フリガナ		個人番号	
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	電話/FAX	- -
購入したい補聴器の種類				
希望する業者 (名称、所在地、 電話、FAX)	電話/FAX - -			
聴覚障害に係る 身体障害者手帳 の申請の有無	有 ・ 無 ※身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。			
世帯の区分	1 市町村民税課税世帯（市町村民税所得割46万円以上） 2 上記1以外の市町村民税課税世帯・市町村民税非課税世帯			
最近5年間の 補聴器購入状況	右(有・無) 年 月 日購入 左(有・無) 年 月 日購入 <input type="checkbox"/> 難聴児補聴器購入費助成事業による助成金の交付 <input type="checkbox"/> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費（補聴器）の支給 <input type="checkbox"/> その他			
備 考				

※ 上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付意見書及び補聴器の見積書を添付してください。

第2号様式（第5条関係）
第2号様式（第5条関係）

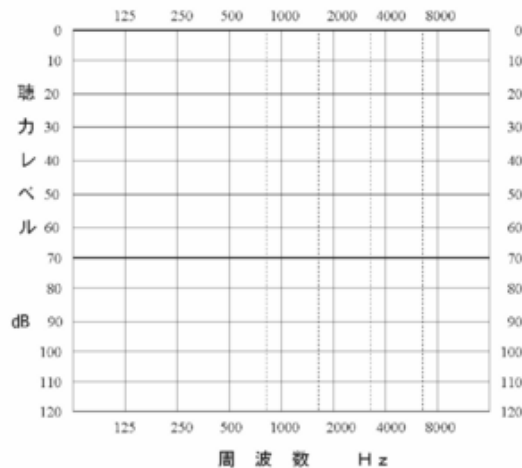
上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（軽度・中等度難聴児用）

氏名		年 月 日生（ 歳 ）
住所	埼玉県上尾市	
疾病名		

1 難聴の状況及び所見

①難聴の種類（該当欄に○をつけてください）

	右	左
伝音性難聴		
感音性難聴		
混合性難聴		



②鼓膜所見・その他

③聴力検査の結果

聴力（平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

話言葉による了解度

		右		左	
大声	耳介に接して	了	非	了	非
話声	耳介に接して	了	非	了	非
話声	40cm 離れて	了	非	了	非

最良語音明瞭度（ % ）

2 必要と認める補聴器

（該当欄に○をつけ、使用効果等を記入してください）

補聴器	種類	右	左	使用効果見込み・適応理由 *
	軽度・中等度難聴用	ポケット型		
軽度・中等度難聴用	耳掛け型			
高度難聴用	ポケット型			
高度難聴用	耳掛け型			
重度難聴用	ポケット型			
重度難聴用	耳掛け型			
	イヤーマールド			
	FM等機器（受信機、ワイヤレスマイク、オーディオチューン）			

（注）①両耳装用を必要とする場合

②耳穴型・骨導式の補聴器を適応する場合

③FM等機器を必要とする場合

上記①②③の場合には、その理由を明記し、比較検査結果を添付してください。

その他の場合は使用効果見込みについて意見を付してください。

上記のとおり補聴器の支給について、意見を付します。

年 月 日

医療機関名
所在地
診療担当科
指定医師名

印

※ 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師及び市長が当該医師と同等の知見を有すると認めた医師の意見書

（聴覚障害で身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の場合にご記入ください。）

第3号様式 (第6条関係)
第3号様式 (第6条関係)

上 尾 市 難 聴 児 補 聴 器 調 査 書

申請受理年月日	年 月 日	申請受理番号	第	号		
申請者住所						
申請者氏名				電話番号		
助成対象児童氏名			性別		生年月日	
世帯員状況	氏 名	児 童 と 続 柄	年 齢	市町村民税額 (年 度)		備 考
				所得割	均等割	
世帯区分	1 生活保護等世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 市町村民税課税世帯					
補聴器の使用状況	使用状況	補聴器：(有・無) 使用部位：右耳・左耳・両耳 使用開始年月(年 月) 種類： ポケット型・耳掛け型・耳穴型・骨導式・FM等機器 (受信機、ワイヤレスマイク、オーディオチュー)				
	助成等の状況	頻度： いつでも・必要に応じて(1日当たり6-7時間以上・4-5時間・2-3時間) 助成等の有無 (有 ・ 無) 補聴器の種類： () 装用：片耳・両耳 回数： 回 難聴児補聴器購入費助成事 障害者の日常生活及び社会生活を総合 業による助成 的に支援するための法律に基づく支給 その他 ()				
	今回の希望	ポケット型・耳掛け型・耳穴型・骨伝導式・FM等機器 (受信機、ワイヤレスマイク、オーディオチュー) ()				
補聴器の種類	基 準 額	見 積 額	利用者負担額	公費負担額		
合計						
上記のとおり確認しました。 年 月 日			調査者 上尾市 氏名 (印)			
備 考						

上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

住 所					
フリガナ		フリガナ			
氏 名		保護者氏名			
生年月日	年 月 日	性別		電話	- -
支給番号	第 号	交付決定日			
決定内容		補聴器の種類： 処 方：			
補聴器業者	名 称				
	所在地				
	電 話	- -			
基準額		見積額		利用者負担額	
円		円		円	
備考					

第5号様式（第6条関係）
第5号様式（第6条関係）

上尾市難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書

年 第 月 号 日

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費助成金の交付については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下の理由

上尾市難聴児補聴器購入費助成金請求書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所 上尾市

請求者 氏 名
(保護者)



補聴器購入費助成金の交付を請求しますので、下記口座に振り込んでください。

記

- 1 助成対象児童氏名 _____
- 2 請求金額 _____ 円
- 3 補聴器購入等年月日 _____ 年 月 日
- 4 添付書類 補聴器購入費の領収書
- 5 振込口座

金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲む)	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義 (保護者)	